

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	781	511	270	52.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	781	511	270	52.8

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6,752	6,570	182	2.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	6,752	6,570	182	2.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	827	556	271
(内訳) 国立大学附属病院 施設費貸付事業施設整備費	545	377	168
国立大学附属病院 施設費貸付事業設備整備費	282	179	103

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	827	556	271
(財源) 財政投融资	781	511	270
財政融資	781	511	270
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	46	45	1
財投機関債	50	50	—
貸付回収金等	678	687	△9
借入金等償還	△676	△685	10
その他	△6	△6	0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

国立大学附属病院は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献、地域の中核拠点病院として質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等の重要な使命・役割を担っている。このような外部経済効果を有する社会的要請に対して適切に応える必要があることから、国立大学附属病院の施設・設備の整備は政策的誘導が必要な分野として低利な財政融資資金を活用している。

また、国立大学附属病院が行う事業は、施設・設備の老朽化・機能劣化対策、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応、防災機能強化や地球環境への配慮等の様々な対応を要するため、大規模・長期かつ多額の資金が必要であり、その償還も長期にわたることから、財政融資資金を活用することで民間金融機関では担えないリスクを負担している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、文部科学大臣が定めるところにより資金の貸付けを行い、施設費貸付事業のために資金を借り入れ又は償還する際は文部科学大臣の認可を受ける（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「機構法」という。）第16条、第19条、第21条）こととなっており、適切に支援が行われている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国立大学附属病院においては、施設・設備の老朽化・機能劣化対策など、民間では対応困難な大規模・長期かつ多額の資金が必要となる整備事業については財政融資資金を活用することとし、小規模な設備の整備については民間金融機関からの借り入れも可能とすることで、民業補完性を確保している。

また、一定の収入を確保できる駐車場等整備について、民間の資金やノウハウを活用したPPP/PFI事業を実施しているところである。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

旧独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧センター」という。）は、平成24年度に実施された「財政融資資金本省資金融通先等実地監査」において、「将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、現在行っている取り組みの精度を高める必要が認められるため、所要の検討・改善を求める。」との指摘を受けた。これを受け旧センターでは、平成25年度に貸付規程等を改正し平成26年度から新基準による審査を実施してきたところである。なお、平成28年4月の統合にあたり制定した貸付規則等は、旧センターの貸付規程等の趣旨及び内容を承継したものである。また、平成30年度に実施された「財政融資資金本省資金融通先等実地監査」における指摘を踏まえ、貸付規則等を改正している。

財政融資資金等を財源とする施設費貸付事業の計画、実績及び実行状況等については、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に定める主務大臣、監事、会計監査人による評価及び監査を受けており、適切な内容が反映された財投要求を行っている。（通則法32条、39条）

令和3年度の施設費貸付事業は、当初想定できなかった地中障害物の撤去作業等が必要となり工期遅延が生じたこと等から一部に繰越しが生じたものの、大部分は予定通り執行している。なお、運用残額は事業実施に伴う入札差額等である。

令和5年度要求では、運用残額等が生じないよう事業規模等を十分考慮し、貸付事業費827億円のうち、財政融資資金781億円を要求する。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	元年度	2年度	3年度
運用残額	5億円	7億円	3.4億円
運用残率	0.9%	1.2%	5.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

(1) 発行予定額
50億円

(2) 発行形態
一般担保付（コーポレート型）

2. 要求の考え方

令和5年度の財投機関債は、施設費貸付金の財源のほか、過去に発行した財投機関債の償還資金を含めて、50億円を発行することとし、令和4年度の計画と同様に5年債（満期一括償還）の発行を予定している。

(参考) 令和4年度における財投機関債の発行内容

- ・発行予定額 50億円
- ・発行形態 一般担保付（コーポレート型）

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

医療人の養成、医学の発展、新たな医療等の提供、防災機能の強化、地球環境への配慮等に対応するために必要な施設整備及び高度な医療に対応するために必要な設備整備の資金として、財政融資資金781億円を要求する。

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2022」

第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

2. 短期と中長期の経済財政運営

(1) コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(2) 科学技術・イノベーションへの投資

(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進

第3章 内外の環境変化への対応

2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

II. 新しい資本主義を実現する上での考え方

2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等

(5) 大学教育改革

4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資

(2) DXへの投資

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

1. 政策的必要性

国立大学附属病院は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献、地域の中核拠点病院としての質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等の重要な使命・役割を担っており、その基盤となる施設・設備の整備は極めて高い公共性・公益性を有している。こうした社会的要請に対して適切に応える必要があることから、国立大学附属病院の施設・設備の整備は、政策的誘導が必要な分野として低利な財政融資資金を活用している。

なお、文部科学省では、平成13年度から5次にわたり、科学技術基本計画を受けて国立大学法人等施設整備5か年計画を策定し、計画的・重点的に国立大学附属病院の整備を推進している。令和3年3月に策定した「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年度～令和7年度）においては、先端医療・地域医療を支える拠点として、大学附属病院の再開発整備を推進しつつ、今後、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な施設や、各大学附属病院における役割に応じた新たな機能確保等のため、整備を行うこととしている。

2. 民業補完性

国立大学附属病院の施設・設備は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献等の使命・役割を果たすため、特に高度な教育研究診療機能を期待されている。さらに、民間等の医療機関では困難な専門性の高い最先端医療の提供、地域医療や災害時における救命救急医療の中核を担う拠点病院として貢献するためにも、着実に事業を推進することが重要であると考えられる。

3. 有効性

国立大学附属病院の整備により、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上、地域医療の中核を担う拠点病院として質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等を実現することができると考えられる。

4. その他

貸付先である国立大学法人からの償還は、安定した収入が見込まれる病院の診療収入を充てることとしている。施設・設備の整備後は診療収入の増加が見込まれることから、財政融資資金への償還には支障ないとする。

なお、貸付けの際は、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な貸付審査を実施するとともに、担保を徴することで償還確実性を確保している。

また、機構が施設費貸付事業において資金を借り入れ又は償還する際は、文部科学大臣の認可が必要となっている。（機構法19条、21条）

3 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

1. 決算についての総合的な評価

施設費貸付事業について、貸付残高は6,831億円であり、財政融資資金借入金残高は6,525億円、財投機関債残高は295億円である。資産において166億円、負債において155億円の減少が生じたが、承継債務償還業務が着実に実施されたことにより、承継債務負担金債権及び承継債務が減少したことが主な原因である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

				(単位：億円)	
		2年度決算額	3年度決算額	差増	
○ 資産	流動資産	7,159	6,993	△166	
	○ 負債	流動負債	661	654	△6
	固定負債	6,314	6,166	△148	
○ 純資産	利益剰余金	184	173	△11	

(注) 単位未満四捨五入

(2) 費用・収益の状況

				(単位：億円)
		2年度決算額	3年度決算額	差増
○ 費用	経常費用	71	56	△15
	○ 収益	経常収益	68	45
	当期純損失	3	11	9

(注) 単位未満四捨五入